

平成26年第1回(3月)町議会定例会提出議案等の概要

○議案第1号 平成26年度宇治田原町一般会計予算

[企画・財政課]

予算額 4,148,000 千円  
前年対比 7.2% (279,000 千円) 増

○議案第2号 平成26年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

[戸籍・保険課]

予算額 1,095,766 千円  
前年対比 8.9% (89,361 千円) 増

○議案第3号 平成26年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

[戸籍・保険課]

予算額 88,537 千円  
前年対比 △0.1% (84 千円) 減

○議案第4号 平成26年度宇治田原町介護保険特別会計予算

[健康長寿課]

予算額 724,620 千円  
前年対比 4.0% (28,025 千円) 増

○議案第5号 平成26年度宇治田原町奥山田地区簡易水道事業特別会計予算

[上下水道課]

予算額 56,794 千円  
前年対比 21.4% (10,026 千円) 増

○議案第6号 平成26年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算

[上下水道課]

予算額 709,200 千円  
前年対比 51.2% (240,211 千円) 増

○議案第7号 平成26年度宇治田原町水道事業会計予算

[上下水道課]

予算額 506,883 千円  
前年対比 △12.5% (72,308 千円) 減

**○議案第 8 号 宇治田原町まちづくり総合計画策定条例を制定するについて**

[企画・財政課]

国の地域主権改革の下、平成 23 年 5 月 2 日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることとなった。

これを受け、今後とも計画的な行政運営を行うためには、各行政分野の上位計画となる「総合計画」の策定は必要であるとの判断の下、その策定根拠となる条例を策定するもの。

**○議案第 9 号 宇治田原町奥山田ふれあい交流館の設置及び管理に関する条例を制定するについて**

[企画・財政課]

平成 19 年度に閉校となった奥山田小学校の校舎等を住民等が主体的に活動及び交流できる施設として整備したことから、その設置及び管理に関する条例を制定するもの。

**○議案第 10 号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[総務課]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴い、地方公務員災害補償法第 30 条の 2 第 1 項第 2 号が改められたため、2 条例について、所要の改正を行うもの。

**○議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[総務課]

以前より綴喜医師会より要望のありました学校歯科医に係る児童生徒の人数割報酬について、学校医のそれにあわせて改正するとともに、保育所歯科医についても同様の改正を行うもの。また、労働安全衛生法により義務付けられている産業医を、平成 26 年度より設置することに伴い、その報酬を新規制定するもの。

**○議案第 12 号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[総務課]

宇治田原町職員の給与に関する条例を平成 25 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、所要の改正を行うもの。

改正内容は、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を平成 26 年 4 月 1 日現在で 4 5 歳に満たない職員を対象に、昇給抑制を受けた回数等を考慮して、最大 1 号給上位に調整するもの。

**○議案第 13 号 宇治田原町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[教育課]

社会教育法の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

改正内容は、文部科学省令第 25 号にて示された参酌すべき基準により、本則に委員構成に関する標記を加えるもの。

**○議案第 14 号 宇治田原町町内雇用促進条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[産業振興課]

町内の求職者を新規雇用した事業主に対して、引き続き助成金を交付するにあたり、既定の失効期日を延長するため、本条例を改正するもの。

**○議案第 15 号 宇治田原町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[上下水道課]

平成 26 年 4 月 1 日に消費税及び地方消費税率が引き上げられるのに伴い、水道料金について所要の改正を加えるもので、改正内容は料金の額を現行の内税表記から外税表記へと改めて、消費税法改正後の消費税及び地方消費税を転嫁するもの。

**○議案第 16 号 宇治田原町公共下水道使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて**

[上下水道課]

平成 26 年 4 月 1 日に消費税及び地方消費税率が引き上げられるのに伴い、下水道使用料について所要の改正を加えるもので、改正内容は使用料の額を現行の内税表記から外税表記へと改めて、消費税法改正後の消費税及び地方消費税を転嫁するもの。

**○議案第 17 号 宇治田原町浄化槽整備推進事業減債基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を制定するについて**

[上下水道課]

町が国庫補助事業として執行する浄化槽整備事業に対して、京都府が交付する生活排水処理対策費補助金を、町債返済のため積み立てることを目的に設置したものが、浄化槽整備事業が補助要件を満たさなくなったことにより、今後の補助金の交付が見込めないため、平成 25 年度末で廃止をするもの。

**○議案第 18 号 宇治田原町営土地改良事業（平成 25 年災害復旧事業）の実施について**

[産業振興課]

平成 25 年 9 月 15 日～16 日に発生した台風 18 号豪雨災害により被災した農地農業用施設の復旧工事を町営土地改良事業として実施するため、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 88 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

○議案第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦について

[戸籍・保険課]

現人権擁護委員の谷川利明（たにがわ・としあき）氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了となることから、法務大臣に対して同氏を再度推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項規定により、議会の同意を求めるもの。